

○学区審議会会議規則

昭和61年4月1日

教委規則第2号

改正 平成14年3月29日教委規則第7号
平成18年3月13日教委規則第2号
平成20年3月26日教委規則第2号
平成24年3月28日教委規則第3号
平成30年3月26日教委規則第5号
令和元年12月23日教委規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、学区審議会条例（昭和49年白岡町条例第25号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、学区審議会（以下「審議会」という。）の会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(令元教委規則5・一部改正)

(会議の招集)

第2条 審議会は、会長が必要と認めるとき招集するものとする。

2 審議会の招集は、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事件をあらかじめ委員に通知して行う。

3 委員は、招集に応ずることができないときは、その事由を具して、会議開会前までに会長に届け出なければならない。

(定足数)

第3条 条例第5条第2項の規定による会議の定足数については、会長は委員に含めるものとする。

(令元教委規則5・一部改正)

(議長)

第4条 会議の議長は、会長をもってこれに充てる。

(議席)

第5条 委員の議席は、会長が決める。

(関係人の出席)

第6条 審議会において必要と認めたときは、会議事件に関係のある者又

は有識者（以下「関係人」という。）の出席を求め、その意見を聞くことができる。

2 前項の規定により、関係人の出席を求めようとするときは、白岡市教育委員会（以下「教育委員会」という。）を経てしなければならない。

（秩序保持）

第7条 審議会の秩序を乱す委員があるときは、会長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。

2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、会長は、当日の会議が終わるまで当該委員の発言を禁止し、又は退場させることができる。

3 会長は、審議会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、会議を閉じ、又は中止することができる。

（投票による採決）

第8条 会長は、必要があるときは、会議に諮って記名又は無記名の投票によって採決することができる。

（傍聴人の定員）

第9条 傍聴人の定員は、20人以内において会長が定める。

（傍聴手続等）

第10条 傍聴の手続及び傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関しては、前条に規定するもののほか、教育委員会の会議の傍聴の例による。

（指定者以外の退場）

第11条 秘密会を開く議決があったときは、会長は、傍聴人及び会長の指定する者以外のものを会議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第12条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、他に漏らしてはならない。

（会議録）

第13条 会議録は、会長が、教育委員会事務局職員にこれを作成させる。

2 会議録には、会長及び会長が指名した署名委員2名が署名しなければならない。

3 会議録は、教育委員会が保管する。

(庶務)

第14条 審議会の庶務は、学校教育部教育指導課において処理する。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、審議会の会議に関し必要な事項は、審議会が定める。

2 前項の場合において、重要と認められる事項については、あらかじめ教育委員会と協議しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月29日教委規則第7号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月13日教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日教委規則第2号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日教委規則第3号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月26日教委規則第5号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日教委規則第5号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。